

緊急事態に関する国会審議を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたり、全国各地で感染が拡大し、国民の安全・安心な日常生活を脅かし、社会経済活動にも大きな被害をもたらし続けている。とりわけ、我が国経済の屋台骨を支える中小企業や小規模事業者の経営等に深刻な影響を与えており、国民経済は大打撃を受けている。また、医療従事者や病床の不足によって医療崩壊の危機に直面するなど、これまで想定されなかった事態も発生した。

近年、自然災害が激甚化・頻発化しているが、未曾有の複合災害を引き起こした東日本大震災の際には、道路を塞ぐ震災がれきの撤去や支援物資の輸送に遅れが生じたほか、被災した自治体の行政機能の停止も問題となった。今後、30年以内に高い確率で首都直下型地震や南海トラフ地震などの発生も想定されている状況の中、我が国においては、大地震や感染症などの緊急事態に対し、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などによって対処してきたが、従来の法体系では緊急事態への対応に限界があることが露呈されている。

感染症は全国的に多大な影響を及ぼし、大地震などの自然災害はどこの自治体であっても被災地になり得る。そのため、感染症や自然災害に強い社会の実現は、全国民にとって喫緊の課題である。

国家の責務は、領土・領海・領空を守ることはもとより、緊急時においては、国民の生命と財産を守り抜くことである。国民は、緊急時に国民の生命と財産を守るための施策と法整備、さらには、その根拠規定たる憲法について国家が建設的な議論に取り組むことを期待している。

よって、国においては、緊急事態における憲法の在り方について、建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月21日

衆	議	院	議	長
参	議	院	議	長
内	閣	総	理	大
法	務		大	臣
厚	生	労	働	大
国	土	交	通	大
防	衛		大	臣

福島県議会議長 渡辺義信